

# 北海道北見緑陵高等学校「学校いじめ防止基本方針」

(平成26年3月20日策定)

## 1 いじめの定義

当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法』第2条いじめの定義より抜粋

## 2 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

いじめ防止等のための対策に関する基本方針を定め、生徒が互いの違いを認め支え合いながら、健やかに意欲を持って成長できる環境をつくるとともに、生徒の尊厳および人権を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

- (1) いじめがどの生徒にも起こりうる問題であることから、生徒が安心して学習活動に取り組むことができるよう未然防止に努め、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを放置したりすることがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深め、未然防止を図ることは学校の重要な課題である。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) いじめは決して許されないことであり、いじめる側に非があり、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、発見後は迅速に対応する。

## 3 いじめの予防、早期発見・解決のための具体的な取組

### (1) 未然防止

#### ア 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

#### イ 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

#### ウ 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施および、いじめ確認の日（毎月）の充実
- ・スクールカウンセラー、パートナーティーチャーの活用

#### エ 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

#### オ 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・ネットトラブルに係る講演

#### カ 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・各種通信・便りによる情報共有や啓発、授業公開の実施

### (2) 早期発見

#### ア 職員会議や校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・配慮を要する生徒の実態把握
- ・職員会議等での情報共有
- ・進級時の引継ぎ
- イ 普段からの家庭との連携・協力関係の構築
  - ・学校で様子やいじめの兆候が発見されたら、保護者へ適切に連絡をする。
  - ・家庭で様子やいじめの兆候が見られたら、担任へ相談ができる関係を作る
- ウ いじめアンケートの実施
  - ・年2回の定期調査
  - ・該当生徒に対しての個人面談の実施
- エ 校内巡視等によるきめ細かな生徒観察
  - ・昼休みの巡回観察
  - ・放課後部活動での観察
- オ ネットパトロールの実施
  - ・心理的または物理的に攻撃する行為の防止
  - ・心身の苦痛や財産上の損失防止

#### 4 いじめへの対処

- (1) 関係生徒に対する迅速な事実確認と状況の正確な把握
- (2) 関係生徒への支援・指導
  - ア いじめを受けた生徒の保護および必要・適切な支援措置を図って解決を図る。
    - ・共感的な理解
    - ・安心できる環境、場所の確保
    - ・長期的な相談支援
    - ・いじめに起因する欠席等を理由として、不利益な取り扱いを受けない配慮をする。
  - イ いじめを行った生徒が再びいじめを行うことのないよう未然防止に努め、毅然とした指導をする。
    - ・相手の苦しみを理解させる指導
    - ・自分の行為を反省し自分自身を見つめさせる指導
    - ・思いやりある人間関係づくりの大切さを実感させる指導
    - ・人間関係の修復と適切な交際を意識し実行させる指導
  - ウ インターネットを利用したいじめの場合は、いじめに係る情報の削除、訂正をさせる。
  - エ 必要に応じて、出席停止による指導、及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。
  - オ 在学する生徒や保護者に対する必要に応じた適切な説明を行う
    - ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
    - ・いじめをはやし立てたり、黙認したりする意識について見つめ直す指導
    - ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導
  - カ 関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

#### 5 家庭との連携

- (1) いじめを受けた生徒の家庭に対して
  - ア 保護者に適時・適切な方法により事実の情報提供をする。
  - イ 説明の求めがあったときには、適時・適切な方法により調査結果の説明をする。
  - ウ 保護者の心情や要望を十分に聞き取り、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して解決を図る。
- (2) いじめを行った生徒の家庭に対して
  - ア 事実を迅速に伝える。
  - イ いじめが重大な問題であること、また学校と家庭双方の指導が必要なことについて理解を図る。
  - ウ 具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して解決を図る。

### (3) 全ての生徒・保護者に対して

- ア いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与える場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、または、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会等を開催する。
- イ 家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

## 6 関係機関との連携

- (1) オホーツク教育局高等学校教育指導班との連携
  - ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
  - イ 関係機関との調整
- (2) 北見警察署生活安全課との連携
  - ア 犯罪等の違法行為がある場合
  - イ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- (3) 福祉関係機関との連携
  - ア 家庭での養育に関する指導・助言
  - イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- (4) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携
  - ア 精神保健に関する相談
  - イ 精神症状についての治療、指導・助言

## 7 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
  - ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
    - ・生徒が自殺を企図した場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
    - ・身体に重大な障害を負った場合
    - ・高額の金品を奪い取られた場合
  - イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
    - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
  - 学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チーム員の支援を得て解決にあたる。

## 8 学校評価における留意事項

- (1) 学校評価アンケート（全生徒・全保護者）への位置づけ
- (2) 学校評議員への諮問
- (3) 学校評価書への位置づけ
- (4) 中間・年度末反省への位置づけ

## 9 組織体制：いじめ防止対策委員会

校長 教頭 生徒指導部長 学年主任 養護教諭 学級担任

※必要に応じてスクールカウンセラー、学校医等を参考し拡大委員会を構成する